

第 11 回 SACLA 選定委員会 議事概要

1. 日時

平成 27 年 8 月 7 日（金） 13:30～15:40

2. 場所

ステーションコンファレンス東京 605-A（東京都千代田区丸の内）

3. 出席者（敬称等略）

- 委員 雨宮慶幸、上村みどり、坂田誠、妹尾与志木、月原富武、
水木純一郎、三間囿興、宮永憲明、村上洋一
[委員長：坂田誠、委員長代理：雨宮慶幸（互選及び指名により決定）]
- JASRI 土肥義治、田中良太郎、矢橋牧名、鈴木昌世、木下豊彦
- オブザーバ（文部科学省量子放射線研究推進室）上田光幸、近藤昂一郎
（理化学研究所）佐々嘉充、石田浩康
- 事務局 大端通、杉本正吾、坂川琢磨

4. 配付資料

- 平成 27～28 年度 SACLA 選定委員会委員名簿
- 選定委員会の位置づけと役割について
- 〔審議事項〕2015B 期 SACLA 利用研究課題の審査結果等について
(詳細資料は本委員会終了後回収)
- 「審議事項」成果専有利用制度の導入について
- 〔審議事項〕2016A 期 SACLA 利用研究課題の公募について
- 「報告事項」成果の発表等状況について
- 〔報告事項〕JASRI のビームタイム利用について

5. 議事

(1) 開会

- JASRI 土肥理事長より、

- ・今日の審議事項に成果専有利用制度導入の件がある。ビーム使用料や利用シフト数から考えると、科研費の基盤研究 A に相当するような利用研究課題の選定について審議いただいていることになる。
- ・課題の選定作業は非常に重要であるが、選定された課題／利用者にとっても、国民からの大きなお金を預かって研究を行うということで、成果が期待されている。
- ・SACLA ならではの研究は沢山あると思われるが、SACLA の特色を活かした研究課題が実施され、その成果に期待したい。

との挨拶があった。

○上田文部科学省量子放射線研究推進室長より、

- ・SACLA の成果がかなり目に見える形になってきていることを実感。
- ・財政状況が厳しい中、このような大型研究施設をきちんと維持するのは科学技術政策の根幹であると考えているが、その中で国民の期待するものは何かを常に考える必要がある。
- ・SACLA には非常に期待している。

との挨拶があった。

(2) 委員長互選及び委員長代理指名

各委員の自己紹介の後、JASRI 選定委員会規程に基づく委員の互選により、坂田誠委員が委員長になることが決定した。また、委員長により、雨宮慶幸委員が委員長代理に指名された。

(3) 選定委員会の位置づけと役割・基本的考え方について

前期（平成 25～26 年度）の委員任期が満了し、今期（平成 27～28 年度）より新体制での選定委員会となることを踏まえ、選定委員会の法令上の位置づけ、役割および利用者選定に係る基本的考え方等について、JASRI より説明を行った。

(4) SACLA の現状について

施設運転、レーザー発生、施設高度化・整備、成果公表の各状況について JASRI より説明を行った後、SACLA に係る技術的な質疑応答があった。

(5) [審議事項] 2015B 期 SACLA 利用研究課題の審査結果等について

JASRI より SACLA 利用研究課題の審査基準、審査プロセスについて説明を行った。

次に、SACLA 利用研究課題審査委員会 (PRC) 委員長である雨宮委員より、課題の審査スケジュール、審査方法、審査において配慮した事項等、およびこれらに基づく 2015B 期の課題審査結果について説明の後、以下の主な質疑があった。

<以下、◇=委員長又は委員、◆=JASRI、◎オブザーバ>

◇重点戦略課題における国の委託事業とそうではない課題の扱いについて。

◆重点研究課題 (計 10 テーマ) は、重点的に推進すべき領域として国の答申を踏まえて設定しているもの。そのうち、国の委託事業は、当該テーマを推進するものとして国からの委託を受けて行われているものであり、違いは、国の「X 線自由電子レーザー利用推進計画」(平成 24 年 2 月 1 日、X 線自由電子レーザー利用推進戦略会議)において定められた事項「また、競争的資金や国の他のプロジェクトにおいて、審査・採択された課題については、(中略)登録機関で行う選定においては一定の配慮がなされるべきである。」を踏まえて審査を行っているという点。

◇重点戦略課題と一般課題のあり方について、利用者が迷い出している可能性が考えられる。今後、国の委託事業のみの重点戦略課題と、それ以外の一般課題の 2 つに整理するのがいいかもしれない。

原案どおり、本審査結果に基づき、申請 63 課題のうち 35 課題を採択すること及び採択 35 課題に対し計 152 シフトを配分することが承認された。

(6) [審議事項] 成果専有利用制度の導入について

2016A 期より成果専有利用制度を導入すること、具体的には、

- ・前述の「X 線自由電子レーザー利用推進計画」における「当面、成果非専有 (成果公開) 利用を原則とする。」の考え方は、引き続き維持しつつ、当面、日本国内に法人格を有する企業に限り、例外的に成果専有利用を認める。
- ・ビームタイム配分は 2 時間単位とし、ビーム使用料は 1,098 千円/2 時間とする。

- ・当該利用に配分できるビームタイムは、共用に供するビームタイムの10%以内とする。
- ・審査基準は実験の実施可能性、安全性および倫理性としつつ総合的に審査する。
- ・その他（一般課題における利用形態〔一般課題成果専有利用〕とする、利用後60日以内に成果非専有の一般課題は成果専有の一般課題に変更可とする、利用後3年以内の論文等発表義務は対象外とする）

について JASRI より説明の後、以下の主な質疑があった。

◇データの代行測定を業とする企業による当該利用は可か。

◆その企業が日本国内に法人格を有する企業であれば可。

◇ビーム使用料はどのように算出しているのか。

◆SPRING-8 と同様、SACLA の運営費回収方式により算出。

◇米国 LCLS において当該制度はあるか。

◆調べる限りはない。

◇世界の放射光施設においては、その利用は基本的に全てオープンと認識。

そのような状況において、SACLA では成果専有利用を日本国内の法人格に限定するのは問題がないか。

◆放射光においても初期の段階では自国の産業を優先する政策を採るはず。

X線自由電子レーザー施設が各国に整備されて一般化すれば状況は変わり得る。そういう意味で「当面の間」としている。

◇SACLA は国家基幹技術として100%日本の国費で建設・運用されており、

各国が資金を出し合っている国際プロジェクト施設ではない。但し、学術的な成果公開利用については世界にオープン。

◎「問題がないか」等のご意見はとても意外に感じる。国税で作ったもの

の裨益する者は国民であるべきという考えがまずは大前提としてある。人類の英知拡大に日本国民が貢献しているという意味において、成果公開利用は世界中の人に使っていただく。一方、富の創出という意味では、国民に裨益しなければならないと考える。その観点では、日本の産業界の方が内外差別と仰るのは不思議に感じる。

◆産業界においても、研究者と経営者では考えが異なるであろう。研究活動について、一般論として研究者には国境の概念がない一方で経営者にはあるなど、立場によっても異なる。今般の提案のような形でまずは始

めさせていただき、理解が得られれば広げていくという方向かと考える。

原案どおり、成果専有利用制度の導入とその内容等について承認された。

(7) [審議事項] 2016A 期 SACLA 利用研究課題の公募について

JASRI より説明を行い、(5) の審議事項において議論した事項については、国の委託事業が 2016B 期で終了する予定であることを踏まえ、基本的に当該委託終了までは現状の運用とし、それ以降については状況を見つつ制度設計を行うことを含め、原案どおり、2016A 期 SACLA 利用研究課題の公募の内容等が承認された。

(8) [報告事項] 成果の発表等状況について

JASRI より説明があり、特に意見等はなかった。

(9) [報告事項] JASRI のビームタイム利用について

JASRI より説明があり、特に意見等はなかった。

以 上